



平成 30 年 5 月 31 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 竹中 洋
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 常務執行役員管理担当 猪野 久仁朗
(TEL. 03-5207-6760)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、関東財務局に提出いたしました平成 30 年 2 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の財務報告に係る内部統制につきましては、無錫三和塑料製品有限公司の経理体制の整備・運用が不十分であったため、決算作業において必要な帳票類の整理・確認に時間を要し、親会社である当社においても本件子会社に対する十分なマネジメントができておりませんでした。さらに、無錫三和塑料製品有限公司において決裁権限基準や職務権限基準等の意思決定に係る統制遵守が不十分であったため、業務プロセスにおいて上長承認漏れが散見されました。

以上のことから、これらの当社の全社統制及び決算・財務報告プロセス並びに連結子会社である無錫三和塑料製品有限公司の全社統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスの一部に係る内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の不備が事業年度の末日までに是正されなかった理由につきましては、改善策の構築・実施に多大な時間を要し、期末までに成果が現れるには至らなかったためであります。なお、決算手続の中で特定した必要な修正事項は、適正に修正しております。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

上記の不備につきましては、今後は当社グループ全役職員のコンプライアンス意識改革を行い、役職員が一丸となって以下の再発防止策を徹底することで、財務報告の信頼性を確保する所存であります。また、現状の内部統制を改善し、業務が適切に遂行されるよう整備・運用する方針であります。

(再発防止策)

- (1) コンプライアンス意識の改善
- (2) 無錫三和塑料製品有限公司における決算・業務プロセスの整備および改善
- (3) 無錫三和塑料製品有限公司の総経理に対する監督・監視体制の強化
- (4) 当社のグループマネジメントの強化

4. 連結財務諸表等に与える影響

決算手続の中で特定した必要な修正事項は連結財務諸表に反映させており、下記5に記載の影響を除き、当事業年度の連結財務諸表に与える影響はございません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見であります。

限定付適正意見となった経緯は、中国の連結子会社である無錫三和塑料製品有限公司の前連結会計年度末における仕掛品計上に係る証憑の一部を確認することができなかつたことから、前連結会計年度の連結貸借対照表に含まれている同社の仕掛品 40,917 千円について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができず、当該事項が前連結会計年度及び当連結会計年度の売上原価に影響を及ぼす可能性があるためであります。

以上